

特定労働者協同組合等の税制

項目	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
① 根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
② 法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
③ 法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
④ 法人税率	年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%
⑤ 寄附金に係る措置	あり	なし	なし	なし
⑥ 法人住民税(均等割)	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。

法人税法上の収益事業の概要

- ・公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となる。
- ・収益事業とは以下の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいう（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）。
- ・収益事業と収益事業以外の事業から生じた所得に関する区分経理を要する（同令第6条）。

1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28	遊覧所業
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29	医療保健業
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30	技芸教授業
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31	駐車場業
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32	信用保証業
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33	無体財産権の提供等を行う事業
7	通信業	16	料理店業その他の飲食店業	25	美容業	34	労働者派遣業
8	運送業	17	周旋業	26	興行業		
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業		

（注） 法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれる（法人税法施行令第5条第2項）。

① 公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業

② 身体障害者及び生活保護者、知的障害者、精神障害者、年齢65歳以上の者、寡婦が事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの

（勤労者生活課作成）

法人住民税（均等割）の概要

項目	内容				
税率	均等割	資本等の金額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割 従業者数 50人超	従業者数 50人以下
		50億円超	80万円	300万円	41万円
		10億円超 50億円以下	54万円	175万円	
		1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
		1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
		1千万円以下	2万円	12万円	5万円
		<p>* NPO法人及び人格のない社団等は最低税率が適用されるため、都道府県民税2万円、市町村民税5万円となる（地法52①表1、312①表1）。</p>			